

新しい公共ガバナンス推進会議で出された主な意見・提案

大規模災害における避難所の運営のあり方

平成二八年度

【避難所運営への多様な主体の参画促進】

- 民間企業等から避難所へ職員を派遣してもらう仕組みを構築する。
- 平時から民間企業等の協力を得て、指定避難所以外にも避難環境を確保する。

【災害対策本部（本庁及び区役所）における多様な主体との連携】

- 受援体制を確立しておくことが重要。
- 避難所運営に係る平時の取組については、危機管理室職員は総合調整に専念することができる体制が必要。
- 発災時の避難所運営支援については、他部局も含めた市組織全体での対応が必要。
- 実災害時には、NPOなどの外部支援組織との連携が重要。

【10校区のワークショップ事業モデル事例の他校区への展開】

- 地域が地域を育てる仕掛けを作り、モデル10校区が培ったノウハウを他の校区へ広げる。

平成二九年度

【校区自主防災組織を中心とする地域防災機能の強化】

- 高齢者や障害者など、災害時に特に配慮を要する方への支援を的確に行うため、地域防災活動の支援の主体として、医療や介護従事者なども想定する必要がある。
- 地域の防災機能の強化については、地域単位で実施している福祉施策などと一体的に推進することで、効率的に取り組むことができる。
- 企業などの参画を促進するためには、行政ができないことを明示することも必要。

【災害対策本部と地域との連携機能の強化】

- 発災時は、疲弊する地域を把握し、支援を行うことが必要であり、災害対策本部と地域の間に入る中間支援団体は、地域の状況把握に長け、外部支援を円滑にコーディネートできる団体がよい。

【災害対策本部における避難所運営支援体制の強化】

- 被災経験のノウハウを有する自治体職員等の受援、情報共有できる場を平時から構築しておくことが必要。

都市公園の利活用のあり方

平成二八年度

【地域力の活用による公園の管理運営】

- 公園の利活用に関する指針を作成・公表することで、住民グループ等による公園の利活用をさらに促進する。
- 占用利用を希望する住民グループや団体等に、地元自治会合意のうえで使用許可の規制を緩めることで、利活用の幅が広がる。

【民間活力を導入した公園の管理運営】

- 総合公園のうちいくつかの公園は「稼ぐ公園」として企業と連携してイベント開催などを行い、利益は管理費の削減だけでなく、市民サービスの向上や地域に還元することも必要。
- 公園の管理運営のあり方を大きく見直すチャンスである大浜体育館の建替えにあたっては、公園施設を一体的に議論する必要がある

【経営的視点】

- 個々の公園の立地特性や利用者、利用のされ方を把握して、公園の持つ資源を経営するという視点が必要。

平成二九年度

【地域力の活用による公園の管理運営】

- 公園を「地域コミュニティ活性化の拠点」と位置付けることで、公園の活性化だけでなく、地域の活性化にもつながることとなる。
- 地域における対話については、地域の子どもたちやNPO法人、企業、介護事業所、さらには普段公園を利用しない人など幅広い層と対話を行った方がよい。

【民間活力を導入した公園の管理運営】

- 単に稼ぐというだけでなく、防災機能等公園本来の機能を確保するほか、公園の景観に調和することなどに留意する必要がある。
- 市内企業を巻き込むなど、地域内経済の活性化などにも資するものとする必要がある。

【戦略的・経営的視点を備えた公園の維持管理運営】

- 計画の策定にあたっては、どんな公園にするのかという具体的なイメージを示すことで、多様な主体の連携・協働を促進することとなる。